

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年11月20日
【会社名】	ロックペイント株式会社
【英訳名】	ROCK PAINT CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内海 東吾
【本店の所在の場所】	大阪市西淀川区姫島3丁目1番47号
【電話番号】	06 - 6473 - 1551
【事務連絡者氏名】	総務担当取締役 池谷 裕司
【最寄りの連絡場所】	大阪市西淀川区姫島3丁目1番47号
【電話番号】	06 - 6473 - 1551
【事務連絡者氏名】	総務担当取締役 池谷 裕司
【縦覧に供する場所】	ロックペイント株式会社東京本社 (東京都江東区南砂2丁目37番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2023年11月17日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2023年11月17日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものです。

本株式併合の割合

当社株式291,146株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2023年12月15日

効力発生日における発行可能株式総数

264株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は264株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条を変更するものであります。

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は66株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うとともに、定款第10条を変更するものであります。

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなる予定であり、また、当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2023年12月15日に効力が発生するものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	188,153	6	-	（注）	可決 99.99
第2号議案	188,153	6	-	（注）	可決 99.99

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上